

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
その翌日とする)

告 示

鳥取県告示第四百四十四号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第三十一条の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定試験機関に試験事務を行わせることとしたので、同法第四十五条の十九第二項第一号の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 指定試験機関の名称及び住所
社団法人全国火薬類保安協会
東京都千代田区九段北一丁目十二番四号
- 二 行わせる試験事務の範囲
丙種火薬類製造保安責任者試験並びに甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施に関する事務の全部
- 三 試験事務の開始の日
昭和六十二年五月二十六日

鳥取県告示第四百四十五号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基

目 次

- ◇ 告 示 火薬類取締法による試験事務の委譲（消防防災課）
鳥取県身体障害者等実態調査要綱（社会課）
保険医療機関等の指定（保険課）
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）
被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（〃）
土地改良区の役員の退任（農村整備課）
土地改良区の役員の就任（〃）
- ◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞（防犯少年課）
- ◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止
- ◇ 公 告 鳥取県職員採用上級試験の実施（人事委員会）
- ◇ 正 誤 昭和六十一年十一月鳥取県告示第九百七十八号中訂正

つき、鳥取県身体障害者等実態調査を次の要綱により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県身体障害者等実態調査要綱

一 調査の目的

この調査は県内の身体障害者及び精神薄弱者の生活の実態を把握し、もつてこれらの者に対する福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、昭和六十二年六月一日現在において、県内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当する者（以下「調査対象者」という。）について行う。

(一) 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている身体に障害のある者（身体に障害のある者に代わつてその保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該身体に障害のある者を含む。）

(二) 別に定めるところにより療育手帳の交付を受けている精神薄弱の状態にある者（精神薄弱の状態にある者に代わつてその保護者が療育手帳の交付を受けている場合における当該精神薄弱の状態にある者を含む。）

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 障害の状況
- (二) 世帯の状況
- (三) 外出の状況
- (四) 介護の状況
- (五) 稼働の状況
- (六) 住宅の状況
- (七) 福祉機器の状況
- (八) 文化・スポーツ活動の状況
- (九) 施設の利用状況
- (十) 相談員の相談状況
- (十一) 福祉施策の希望状況

四 調査の方法

この調査は、民生委員が調査対象者又はその保護者に面接して質問し、その結果を調査票に記入する方法により行う。

五 調査の期間

昭和六十二年六月一日から同月十日まで

六 調査結果の公表

この調査の結果は、報告書を作成して公表する。

鳥取県告示第四百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森脇外科医院	境港市明治町一一七	昭和六十二年四月十五日
山榎内科医院	米子市西福原一九一	昭和六十二年四月二十三日
松本外科医院	米子市河崎一四一四	昭和六十二年四月十七日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	昭和六十二年四月一日
医療法人社団尾崎外科診療所	鳥取市湖山町字白浜三六八三	昭和六十二年四月十六日

鳥取県告示第四百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山 縣 昇	鳥国医第三、五一九号	昭和六十二年四月二日
武 地 幹 夫	鳥国医第三、五二〇号	昭和六十二年四月六日
植 村 美 恵 子	鳥国薬第六二〇号	"
谷 口 和 可 子	鳥国薬第六二一号	昭和六十二年四月七日
芦 川 勲	鳥国薬第六二二号	"

鳥取県告示第四百四十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
植木歯科医院	米子市諏訪五一―五	昭和六十二年四月二十三日
アンシン薬局	米子市東町一九八	〃
医療法人社団尾崎外科診療所	鳥取市湖山町字白浜三六八三	〃

鳥取県告示第四百四十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
尾崎外科医院	鳥取市湖山町北四丁目二〇一	昭和六十二年五月十六日

鳥取県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 下 清 義 倉吉市鴨河内二八六三

昭和六十二年五月七日退任

鳥取県告示第四百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 吉 田 達 男 岩美郡岩美町大字太田一六九
 " 竹 内 肇 " 大字岩常五三六

監 事	上 山 英 行	辻 明 玄	鶴 木 武 夫	北 村 英 雄	北 村 哲 賢	北 村 翼	河 口 與 衛	山 本 頼 蔵	田 中 勇	田 口 武 雄	安 田 弘 文	田 中 忠 行	田 淵 幸 孝	出 井 英 市	橋 本 昭 徳	岩 垣 竹 男	八 田 秀 太 郎	福 美 博 至	池 口 久 男	小 川 昇	足 立 勝 巳	奥 田 仁	橋 本 淳	日 下 部 武 志	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
	大字長郷一四九	大字岩常四七六	大字本庄四八四—二		二一六	三六五	大字荒金二六六	二二四—一	大字院内四—一	一四六	大字長郷一三三—八	二〇二	大字高住四〇六	五七一	大字岩常五六—一	一七九	三八一—一	大字河崎三六	大字太田一七九	四七八—一	大字本庄四九六	大字真名六七	大字高住一九〇	大字院内二四九	大字太田一二七

昭和六十二年四月二十日就任 任期第一回總會まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十二年六月三日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市福吉町二丁目一五三三

谷下一美

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和六十二年五月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 早 栗 操

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新しい瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣、投網及び引懸（ソロ）	昭和六十二年六月一日から同月二十一日正午まで
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	投網及び引懸（ソロ）	昭和六十二年六月一日から同月十日正午まで
三 天神川水系に係る河川	投網	昭和六十二年六月一日から同月十四日正午まで
四 日野川水系に係る河川	投網	昭和六十二年六月一日から同月十日正午まで

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和62年 5月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和62年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	24名程度
電気	3名程度
土木	7名程度
建築	2名程度
農業土木	5名程度
農業化学	1名程度
農業	15名程度
畜産	3名程度
林業	6名程度
社会福祉	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 115,900円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
行政	昭和38年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者
電気	
土木	
建築	
農林土木	
農芸化学	
農業	昭和38年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者 で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3 に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和63 年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
畜産	

林業	昭和38年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者 で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林 業改良指導員の資格を有するもの又は昭和63年3月31日ま でにこの資格を取得する見込みのもの
----	---

社会福祉	昭和38年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者 で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号に 規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は 昭和63年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
------	---

6 第一次試験

(1) 試験科目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和62年7月19日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

昭和62年8月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示版にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面でも通知する。

7 第二次試験

- (1) 試験種目
論文試験、人物試験、身体検査及び受験資格等調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。
- (2) 試験の期日及び場所（受験資格等調査を除く。）
昭和62年9月中旬に鳥取市において行う。
- 8 最終合格者の発表
昭和62年10月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。
なお、合格者には、書面で通知する。
- 9 採用候補者名簿及び採用方法
試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。
- 10 受験手続
 - (1) 受験申込用紙の交付
受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。
 - (2) 受験の申込み
受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。
 - (3) 申込受付期間及び申込受付時間
ア 申込受付期間
昭和62年6月1日（月）から同月13日（土）まで。
なお、郵送による申込みは、昭和62年6月13日（土）までの消印のあるもの限り受け付ける。

4 申込受付時間
9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他
(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。
(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表
専門試験（多枝選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策
電気	数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
土木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料及び施工、都市計画、河川、道路、交通、港湾、衛生
建築	数学、物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工

農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般
農芸化学	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壤学、植物栄養・肥料学、食品化学、食品貯蔵加工学、応用微生物学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、飼料学、農業経営一般、畜産物利用学、家畜衛生学
林業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
社会福祉	社会福祉概論（社会病理学及び社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査

正 誤

昭和六十一年十一月鳥取県告示第九百七十八号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 十一 下 八 二四六 二四九